

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第10条の6</u> [略]</p> <p>(修学部分休業の承認)</p> <p><u>第10条の7</u> [略]</p> <p>(妊産婦の時間外労働等)</p> <p><u>第10条の8</u> [略]</p>	<p><u>(配偶者同行休業の承認)</u></p> <p><u>第10条の6</u> 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けようとするとき、又は同条例第6条第3項において準用する同条例第2条の規定に基づく配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岩手県人事委員会規則第20号）第3条第1項の配偶者同行休業承認申請書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第8条各号に掲げる事由及び職員の配偶者同行休業に関する規則第6条第1項に規定する配偶者同行休業に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、同項の配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p><u>第10条の7</u> [略]</p> <p>(修学部分休業の承認)</p> <p><u>第10条の8</u> [略]</p> <p>(妊産婦の時間外労働等)</p> <p><u>第10条の9</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。